都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百三十八号

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一号中「次号及び第三号」を「次号、第三号及び第五号」に改め、同条第二号中「次号」の下に「及び第五号」を加え、同条第三号中「定められた都市開発事業」の下に「（第五号に掲げる都市開発事業を除く。）」を加え、同条第四号中「都市開発事業」の下に「（次号に掲げる都市開発事業を除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

五　低未利用土地（居住の用、業務の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地をいう。）の区域内における都市開発事業　五百平方メートル

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百三十九号

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第二条第二項第一号及び第四条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の三及び第一条の四中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の附則第一条の四に規定する日までに民間都市開発の推進に関する特別措置法第四条第一項第一号の規定により民間都市開発推進機構が参加することを約した民間都市開発事業に係る同号の政令で定める地域については、同日後も、なお従前の例による。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百四十号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（職業安定法施行令等の一部改正）

第一条　次に掲げる政令の規定中「、第六十三条及び第六十五条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十六条」を「から第六十五条まで」に改める。

一　職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）第二条第六号

二　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第三条第八号

三　港湾労働法施行令（昭和六十三年政令第三百三十五号）第三条第七号

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第二条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四十八号から第百八十号まで」を「第四十七号から第百七十九号まで」に改め、第二十五号を削り、第二十六号を第二十五号とし、第二十七号から第七十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第七十一号中「第三十五号」を「第三十四号」に改め、同号を同条第七十号とし、同条中第七十二号を第七十一号とし、第七十三号を第七十二号とし、同条第七十四号中「第三十八号」を「第三十七号」に改め、同号を同条第七十三号とし、同条第七十五号中「第三十八号」を「第三十七号」に改め、同号を同条第七十四号とし、同条中第七十六号を第七十五号とし、第七十七号から第百十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条第百十五号中「第三十一号、第三十五号又は第三十九号」を「第三十号、第三十四号又は第三十八号」に改め、同号を同条第百十四号とし、同条中第百十六号を第百十五号とし、第百十七号から第百三十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第百三十二号中「第三十一号、第三十五号又は第三十九号」を「第三十号、第三十四号又は第三十八号」に改め、同号を同条第百三十一号とし、同条中第百三十三号を第百三十二号とし、第百三十四号から第百四十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条第百四十五号中「第四十六号」を「第四十五号」に改め、同号を同条第百四十四号とし、同条中第百四十六号を第百四十五号とし、第百四十七号から第百七十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第百七十二号中「第四十号」を「第三十九号」に改め、同号を同条第百七十一号とし、同条中第百七十三号を第百七十二号とし、第百七十四号から第百八十号までを一号ずつ繰り上げる。